

契約書（案）

- 1 契約業務名 福井WEB連携予約システム導入およびシステム利用に係る事業
- 2 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 契約金額
- | | | |
|------------------------|---|----|
| 初期費用 | 金 | 円 |
| (うち取引に係る消費税および地方消費税の額) | 金 | 円) |
| システム利用料 | 金 | 円 |
| (うち取引に係る消費税および地方消費税の額) | 金 | 円) |
- 4 契約保証金 福井県財務規則第172条のいずれかの号に該当する場合には免除

福井県立病院（以下「甲」という。）と は、上記に示す福井WEB連携予約システムサービス（以下「本サービス」という。）について、福井県財務規則およびこの契約書の定めるところにより利用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

乙は、甲に対し、甲が関係諸法令および本契約を遵守することを条件に、本サービスを提供する。

第2条（ID等の付与、管理）

乙は、契約締結後甲に対してID・パスワードを付与するものとする。なお、甲は、ID・パスワードの使用・管理について一切の責任を持つものとし、乙に損害を与えることのないようにするものとする。ID・パスワードが不正に利用されたことにより甲が損害を被った場合であっても、乙は責任を負わないものとする。ただし、乙に故意または過失がある場合にはこの限りでないものとする。また、甲は、ID・パスワードを第三者に譲渡または担保に供することはできないものとする。

第3条（秘密保持義務）

- 甲および乙は、本契約に際して、相手方から書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。ただし、法令に基づき関係機関から開示の命令を受けた場合は、この限りではない。
- 甲または乙は、書面により相手方から第三者への秘密情報の開示の承諾を得た場合、開示にあたり、当該第三者に対して自己が本契約に基づいて負う義務と同等の秘密保持義務を順守させるものとする。
- 甲および乙は、開示された秘密情報について、相手方からの書面による事前の承諾を

得ることなく、複写、複製、あるいは同一物の作成、翻訳、翻案等の行為をしてはならない。

- 4 甲および乙は、秘密情報を紛失もしくは漏洩したる恐れがある場合には、直ちに相手方に対しその旨通知するものとする。
- 5 甲および乙は、秘密情報を本契約の正当な使用目的以外でこれを利用してはならず、自己の役職員（派遣職員、アルバイト等を含む。以下同様とする。）といえども本サービスの提供または利用のために知る必要がある者に限って秘密情報を開示するものとし、秘密情報を開示した役職員が秘密情報を第三者に提供、開示または漏洩しないよう、厳重に指導および監督しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第4条（本サービスの制限・停止）

- 1 乙は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスを停止できるものとする。
 - (1) 本サービスのシステムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合
 - (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、乙が、本サービスの運営上、本サービスの停止が必要と判断した場合
- 2 乙は、前項により本サービスの運営を停止する場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 乙は、乙の都合により、本サービスの提供を終了することができる。この場合、乙は甲にサービス終了の6か月前までに事前に通知するものとする。
- 4 本条に基づき乙が行った措置に基づき甲に損害が生じた場合には、甲乙協議の上、賠償の範囲を決めることとする。

第5条（代金および支払方法）

- 1 本契約に基づくサービス料は、月額金 円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額金 円）とし、また支払方法は、次項以下の定めに従う。
- 2 本契約の契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正後の本契約に基づくサービス料に係る消費税額については改正後の税率によるものとする。
- 3 乙は、毎月末日において甲の検査を受け、当該月分の支払を甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 4 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払い期限までに代金を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

第6条（契約解除）

- 1 甲または乙は、相手方に以下の各号の一に該当する事由が生じた場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 第三者から差押・仮差押・仮処分を受け、または受けることが明白であるとき。
 - (2) 破産、会社更生、民事再生、特別清算の申立てがあったとき。
 - (3) 解散決議のための手続きを開始したとき。
 - (4) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けたとき、
 - (5) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第7条（契約終了後の処理）

本契約終了後、甲および乙は、相手方の指示により、直ちに本契約に関するデータや物品を返還または破棄するものとする。

第8条（反社会勢力の排除）

甲または乙は、相手方に以下の各号の一に該当する事由が生じた場合は、何らかの通知・催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 自己または自己の役員等が反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、過去に暴力団構成員であった者、その他これに関連または準ずる者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 反社会的勢力を利用したと認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与が認められるとき。
- (5) 自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為を行ったとき。

第9条（管轄裁判所）

甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

第10条（協議等）

本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

第11条（情報セキュリティの確保）

- 1 乙は、本契約の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講ずる義務を負うとともに、

当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、賃貸借業務終了後および解除後においても同様とする

第12条（個人情報の保護）

- 1 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和8年〇月〇日

甲 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院長 道傳 研司

※電子契約になる場合は、甲は福井県知事とする。

乙